

# 伊勢志摩進捗報告書 要約(仮訳)

---

開発及び開発関連コミットメントに対するG7の説明責任



## <序文>

開発とあらゆる人々の能力向上(エンパワーメント)は、G7の一貫した優先事項である。説明責任と透明性は、G7として首脳決定の信頼性と有効性を維持する上で中核となる原則である。我々は、2009年のG8ラクイラ・サミットを受けて、個別の又は全体の開発関連コミットメントに対する進捗をレビューするために、3年毎に包括的な説明責任報告書を発出することに合意した。2010年のG8ムスコカ・サミット、2013年のG8ロックアーン・サミットにおいて包括的な説明責任報告書が発出された。今回の伊勢志摩進捗報告書は3回目の報告書である。

今回の報告書は、①援助と援助効果、②経済開発、③保健、④水と衛生、⑤食料安全保障、⑥教育、⑦平等、⑧ガバナンス、⑨平和と安全、⑩環境とエネルギーという10分野にわたる51コミットメントを扱っている。各コミットメントの進捗度合いは、G7で合意した基準年(ベースライン)、指標(インディケーター)及び数値の入手元(データソース)に基づき計測している。これらのコミットメント達成に向けて前進することによって、我々は、2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)の進展に貢献することになる。

## 1 援助と援助効果



2014年におけるG7全体の政府開発援助(ODA)の実績は、971億米ドルであり、これはOECD開発援助委員会(DAC)に加盟する全てのドナー国の70.8%を占めた。2004年から2014年までのODAの量は、米国、英国及びドイツにおいて増加傾向である一方、他のG7メンバーにおいてはばらつきがある。2005年のグレンイーグルズ・サミットにおいて、G7メンバーはいくつかのODAコミットメントを設定した。カナダ、米国、そして最も顕著に英国はその目標を達成している。G7による後発開発途上国(LDC)に対するODAの割合は、2005年以来やや上昇傾向にある。しかしながら、内陸開発途上国(LLDC)、小島嶼開発途上国(SIDS)及び脆弱国に対するODAは、ほぼ同水準にとどまっている。G7は、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)のようなパートナーシップを含め、開発援助の質の向上、開発協力の効果の最大化に努めている。



## 2 経済開発



G7は、国際送金費用の削減、WTO貿易円滑化協定(TFA)の実施、アフリカにおける貿易とインフラ、そして責任ある世界的なサプライ・チェーンを通じて、開発途上国の経済開発を支援してきた。2015年第4四半期における国際送金費用の世界平均は、2009年の9.7%から7.4%に減少したものの、2009年にG7で合意された5%という目標値を依然として上回っている。ニーズ調査と貿易診断調査(DTIS)によって識別された後発開発途上国のニーズに対応して、G7による後発開発途上国の貿易円滑化のための貢献は、2012年の5,070万米ドルから2014年の8,920万米ドルに増加した。G7メンバーは、TFAの実施支援のための貿易円滑化支援にも貢献した。また、G7は、パートナーと緊密に連携して、アフリカ域内貿易の活性化のため、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト(OSBP)、地域のインフラ・プログラムを促進している。さらに、G7首脳は、責任ある世界的なサプライ・チェーンの発展による経済開発を確保することにコミットしている。



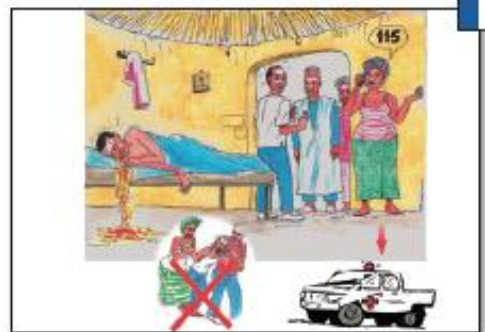
G7は、国際保健における二国間と多数国間の貢献において重要な進展をしている。G7による二国間援助は、2008年の87億米ドルから2014年の124億米ドルに増加した。G7による多数国間援助は、2008年の32億米ドルから2014年の58億米ドルにほぼ倍増した。世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)及びGaviワクチンアライアンスに対するG7による強力で継続的な資金援助のおかげで、AIDS、結核、マラリア及びワクチンで予防可能な疾患との闘いは重要な進展をしている。G7によるグローバルファンドへの拠出は、2006年の13億米ドルから2015年には22億米ドルに増加し、G7によるHIV/AIDS支援は2007年の39億米ドルから2014年には77億米ドルに増加した。同様に、G7各国は、2015年のGaviワクチンアライアンス増資に大きく貢献し、Gaviは2016年から2020年まで75億米ドルの資金を確保した。全てのG7諸国は、2010年のムスコカ・サミットで設定した妊産婦、新生児及び乳幼児の健康にかかる二国間資金援助のコミットメントを完全に達成した。現在、G7は、世界ポリオ撲滅計画(GPEI)を通じ、世界中のポリオ撲滅支援の最終段階にある。この歴史的な目標達成のために、アフガニスタン及びパキスタンにおける努力を倍増しなければならない。2015年のエルマウ・サミットにおいて、G7は次の3つの大きなコミットメントをした。(1)我々は、世界健康安全保障アジェンダ及びその共通の目標並びに他の多数国間イニシアティブを含め、各国における世界保健機関(WHO)の国際保健規則(IHR)の履行を支援することによって、将来の感染症の発生が地域的流行に拡大することを防止することにコミットする。(2)顧みられない熱帯病(NTDs)との闘いにコミットする。(3)WHOの薬剤耐性に関する世界行動計画を支持し、自国の国別行動計画を策定し効果的に実施するとともに、他国の国別行動計画の策定を支援する。



Credit: GAVI/EVA-LOTTA JANSSON



Credit: Kathleen Sweeney, U.S. Centers for Disease Control &amp; Prevention



Credit: The French Embassy in Guinea

## 4 水と衛生



安全な飲料水へのアクセスの改善に関するミレニアム開発目標 (MDGs) のターゲットが成功裡に達成されたことを受けて、現在、G7は、持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール6「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」に向けて進んでいる。2003年のG8エビアン水行動計画で確認されたG7の取組は、過去10年間で拡大し、2014年のG7全体での支出は69億米ドルとなった。G7は、万人のための衛生と水、世界水パートナーシップのようなより広い多数国間の枠組とモニタリングメカニズムにおける政治的なイニシアティブに積極的に取り組んでいる。このような様々な世界的なイニシアティブに加え、G7メンバーは、水と衛生に関するG8・アフリカ・パートナーシップの強化を通じて、アフリカに焦点を当ててきた。G7は、アフリカ開発銀行 (AfDB) のアフリカ水ファシリティ (AWF)、アフリカ水閣僚評議会 (AMCOW)、アフリカ開発会議 (TICAD)、水と衛生に関するアフリカ・EUパートナーシップに積極的に参加する。



Credit: JICA/Kenshiro Imamura



Credit: Water Aid/James Kiyimba

## 5 食料安全保障



G7メンバーは、開発途上国における飢餓、栄養不良及び貧困問題に取り組むために、農業、食料安全保障及び栄養分野において大きな貢献をしてきた。2007年から2008年までの食料価格高騰に対応したグローバルな取組として2009年に立ち上げられたラクイラ食料安全保障イニシアティブ (AFSI) では著しい進捗があった。G7及びその他のドナーは、2015年までの全体で226億米ドルのプレッジ総額を達成した。アフリカの農業に対する民間資本の流入を加速させるために2012年に立ち上げられた食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンスにおいても、G7及び他のパートナー国は順調な進展をしている。ニュー・アライアンスの開発パートナーは、2015年半ばまでに予定された資金援助の75%に相当する32億米ドルを支出しており、そのうち96%をG7が占めている。ニュー・アライアンスに参加しているアフリカ諸国の数は3か国から10か国に増加した。これらのアフリカ諸国政府は、2015年半ばを達成予定とする政策コミットメントのうち、91%について何らかの進捗をしたか又は達成した。民間企業は、

292の投資意図表明に署名し、アフリカの農業に合計102億米ドルの投資をコミットした。コミットされた投資額のうち、2014年には6億8,420万米ドルの投資が実施され、21,366人の雇用が創出された。2015年のエルマウ・サミットでは、G7は、パートナー国が関与する広範な取組の一環で、持続可能な開発のための2030アジェンダへの重要な貢献として、2030年までに5億人を飢餓と栄養不良から救い出すことを目指すことにコミットし、食料安全保障及び栄養に関する広範な開発アプローチを選択した。



Credit: GIZ/Guenay Ultuncook



Credit: Jérôme Sessini / Magnum Photos

## 6 教育



2007年から2014年までの教育分野におけるG7の援助は576億米ドルに達した。このうち135億米ドルは基礎教育に向けられたものである。このような資金面での前向きな動きとともに、G7の教育分野支援に対する強い決意は、教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)のような協力にも反映されている。GPEは、2002年に万人のための教育—ファスト・トラック・イニシアティブ(EFA—FTI)として始まり、2002年に7か国だった承認国数(GPEが支援の対象と認めた国)は、2016年初めには61か国に増加した。GPE承認国における基礎教育分野に対するG7メンバーのODAは、2007年の5億2,500万米ドルから2014年の9億3,200万米ドルにまで着実に増加した。中でもカナダと米国は顕著であり、基礎教育支援額の20%以上をGPE承認国に振り向けた。G7メンバーは、20以上のドナーの中で中核的な支援国として、GPE承認国に対する支援が継続的に拡大することを予想している。G7は、脆弱地域や紛争影響地域における最も貧しい子どもや最も脆弱な子どもをはじめ、あらゆる子どもに「質の高い基礎教育」を確保する。



Credit: European Union

## 7 平等



G7メンバーは、自由意思に基づく家族計画、情報、及び教育へのアクセスの向上とともに、児童婚、早期婚及び強制婚や女性器切除のようなあらゆる有害な慣行の撤廃を含め、性と生殖に関する健康と権利を継続して推進してきた。G7の支持により、有害な慣行を終結させる新たな目標がSDGsに成功裡に盛り込まれた。全てのG7メンバーは、児童婚、早期婚及び強制婚の終結に関する国連決議、女性器切除撲滅に関する国連決議を、共同提案国として支持した。2015年のエルマウ・サミットにおいて、G7首脳は、2030年までに、開発途上国において職業技術教育・訓練(TVET)を受けた女性と女兒の数を(対策をとらない場合と比べて)3分の1増やすことにコミットした。現在、G7メンバーは、TVETを通じた途上国の女性と女兒に対する支援活動を強化する一方、その進捗を監視するメカニズムを作っている。



Credit: WAWI Secretariat

## 8 ガバナンス



金融セクターの高度化が世界的に進展する中、環境保全と両立しつつ人々のニーズと経済変化の要請に応えるためには、ガバナンス能力の強化が不可欠である。そうした観点から、G7メンバーは、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)及びパートナーシップを支援し、採取部門のガバナンス向上に向けた複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)に係る新たなイニシアティブを立ち上げた。G7メンバーは、贈賄防止を制度化する腐敗対策を支持するとともに、全てのG7が国際商取引におけるOECD外国公務員贈賄防止条約の実施のための国内法整備を行った。さらにG7は、土地取引の透明性向上を促進し、開発途上国とのパートナーシップを通じて土地の良きガバナンスシステムを確立するため能力開発に取り組んできた。G7は、租税回避問題についても、税源浸食・利益移転(BEPS)イニシアティブを通じて対応し、成果を上げてきている。このイニシアティブは、全ての産業において商取引やイノベーションのような経済活動のための公平な環境を確保するうえで、引き続き肝要である。経済活動における公共のモニタリングシステムをより効果的なものとするため、G7は、生活の質を向上させるために政府のデータと情報への普遍的なアクセスを促進しており、それによって、イノベーションと経済成長、健全な雇用の創出を後押ししている。



Credit: Land Registry and Surveys National Direction in Mali and CRC-Sogema



Credit: Agency for Digital Italy, <http://soldipubblici.gov.it/it/home/>

## 9 平和と安全



G7は、平和と安全の分野において、アフリカにおける海上安全保障と平和活動のための能力構築の促進に重点を置いてきた。G7メンバーは、様々な手段を通じて、西インド洋、アデン湾及びギニア湾の海上安全保障に焦点を当てた重層的な取組を継続的に実施している。またG7メンバーは、12か国から49の警察部隊に対する訓練及び装備の供与を行ってきており、サブサハラ諸国から毎年約4,000名から5,000名の警察官が警察要員として国連平和活動に派遣されている。



Credit: Crown Copyright, [www.defenceimages.mod.uk](http://www.defenceimages.mod.uk)



G7は、環境・エネルギー分野における地球規模の優先事項として、気候変動への適応、生物多様性、アフリカにおけるエネルギーインフラ、気候リスク保険、再生可能エネルギー及び海洋ごみを提示している。2011年から2014年の間、気候変動への適応に取り組むための途上国に対するG7の援助は115億米ドルに達した。いくつかのG7メンバーは、調和のとれた枠組みと生態系サービスを含む適切な環境の確立に向けて、生物多様性条約(CBD)の資源動員に関する決定、また生態系と生物多様性の経済学(TEEB)、国連の環境経済勘定(SEEA)、自然資本宣言(NCD)及び生態系価値評価パートナーシップ(WAVES)といった地球規模のイニシアティブに対して、これまで安定的に行ってきた拠出を既に倍増した。G7は、グリーン経済への移行に向けて、また電気へのアクセスがない6.2億の人々の衡平な発展のために、再生可能エネルギーへの官民投資を促進するよう、アフリカ諸国首脳と協力してい

る。G7メンバーは、エネルギー貧困を削減するため、二国間と多数国間を通じて、クリーンエネルギー促進のための資金調達(セクター・ファイナンス)に貢献している。G7は、エネルギー効率及びエネルギーへのアクセスを改善させつつ、再生可能エネルギー推進のための支援を継続する。G7は、様々な関連プロジェクトを通じて海洋ごみ対策に取り組んでいる。



Credit: GIZ/ASEAN Sustainable Agrifood Systems



## <結語>

コミットメントの中には評価対象期間内に数値目標に到達していないものやG7の行動にさらなる改善を必要とするものがあるものの、この報告書における全般的な評価は、ほとんどが可(satisfactory)と優(excellent)の範囲内である。今回評価した37のコミットメントに加え、G7メンバーは、エルマウ・サミットでの14のコミットメントについても評価対象とすることに合意しており、将来の進捗報告書において進捗を評価できるよう、個別又は全体として作業を継続する。評価対象期間を通じ、貧困削減と持続可能な開発におけるG7の取組と行動は、一貫し、影響力があり、顕著であった。

日本は、2016年のG7議長国として、京都で開催された市民のG7対話(Civil G7 Dialogue)の機会に、説明責任作業部会の説明責任と透明性を維持することを目的として、約80名の国際的な市民社会メンバーとの対話を行った。G7は、市民社会からの建設的な意見に感謝している。我々は、開発課題において、市民社会を含むあらゆる関係者と引き続き従事していく。

## コミットメント評価スコア一覧表

コミットメント		スコア	
1	援助量の増加(グレンイーグルズ)	N/A <sup>1</sup>	
2	援助量の増加(エルマウ)	NEW <sup>2</sup>	
3	開発効果向上	可	
4	国際送金	可	
5	貿易のための援助	良	
6	アフリカの貿易と地域インフラ	良	
7	サプライチェーン	NEW	
8	保健システム強化	NEW	
9	感染症発生予防	NEW	
10	感染症対策チーム派遣メカニズムの強化	NEW	
11	WHO 能力改革・強化	NEW	
12	グローバルファンドへの支援	優	
13	保健人材増加	期待以下	
14	薬剤耐性	NEW	
15	顧みられない熱帯病(NTDs)	NEW	
16	妊産婦・新生児・5歳未満の小児の健康	優	
17	予防可能な乳幼児死亡の終結と妊産婦の健康の改善	NEW	
18	HIV/AIDS の予防・治療	良	
19	HIV/AIDS 感染者への差別撤廃:スティグマ, 差別, 権利侵害	可	
20	マラリア	優	
21	結核	良	
22	ポリオ	優	

<sup>1</sup> コミットメント1(援助量の増加)の進捗については、他のコミットメントのように G7 全体として評価することは難しいため、国別に評価している。

参考として、コミットメント1の各国のスコア:カナダ(優)、フランス(可)、ドイツ(可)、イタリア(期待以下)、日本(良)、英(優)、米(優)、EU(良)

<sup>2</sup> コミットメント 2, 7, 8, 9, 10, 11, 14, 15, 17, 27, 30, 49, 50, 51 は、ベースラインとなる2015年からのデータが不十分であるため、スコアをつけていない。

23	エビアン水行動計画	良	
24	水と衛生に関する G8・アフリカ・パートナーシップ	良	
25	ラクイラ食料安全保障イニシアティブ(AFSI)	優	
26	食料安全保障及び栄養のためのニュー・アライアンス	良	
27	食料安全保障及び栄養に関する広範な開発	NEW	
28	教育のためのグローバルパートナーシップ(GPE)	優	
29	性と生殖に関する健康と生殖の権利	良	
30	女性と女兒に対する職業技術教育・訓練	NEW	
31	国連腐敗防止条約	良	
32	腐敗防止イニシアティブ	良	
33	採取産業透明性イニシアティブ	優	
34	採取産業透明性:G7 パートナーシップ	良	
35	紛争鉱物	優	
36	複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)	N/A <sup>3</sup>	
37	税源浸食と利益移転(BEPS)	優	
38	実質的所有者	良	
39	外国公務員贈賄防止	良	
40	財産回復	良	
41	税分野のキャパシティ・ビルディング	良	
42	土地透明性	可	
43	オープンデータ	優	
44	アフリカの海上保安能力向上	良	
45	警察部隊訓練	良	
46	適応分野への資金供与	良	
47	生物多様性	可	
48	アフリカのエネルギーインフラ改善	可	
49	気候リスク保険イニシアティブ	NEW	
50	再生可能エネルギー	NEW	
51	海洋ごみ	NEW	

<sup>3</sup> モニタリング方法が検討中であり情報がないため N/A とする。

# 評価方法

## 1. 概要

説明責任と透明性は、G7として首脳決定の信頼性を維持する上で中核となる原則である。伊勢志摩進捗報告書は、2013年のロックアーン説明責任報告書に適用された評価手法に原則として従っている。伊勢志摩進捗報告書では、51のコミットメントが評価対象となっており、G7説明責任作業部会で合意した指標（インディケーター）、基準年（ベースライン）及び数値の入手元（データソース）に基づき各コミットメントの進捗状況を評価している。

## 2. 評価の目的

評価の目的は、(i)開発及び開発関連のコミットメントの進捗をモニターして、G7とパートナー国の双方に明確に伝達し、幅広い読者数を達成すること、(ii)サミットでのコミットメント達成におけるG7の能力を支援すること、(iii)相互の説明責任を促進することである。G7進捗報告書は、5段階評価を用いて、これまでのG7サミットでの開発及び開発関連のコミットメントの実施について評価している。

## 3. 評価の方法

伊勢志摩進捗報告書は51の各コミットメントを評価する上で、以下の方法を用いている。

1. 各コミットメントの進捗を測定する指標を識別し、有効化する。各指標は説明責任作業部会で合意し、定量的尺度及び定性的尺度、あるいはそのいずれかで構成され、均等に加重する。
2. 所定のデータソースに従って説明責任作業部会が設定した指標によって進捗を測定する。
3. 事実の変化、比較及び因果関係を含め進捗の事実関係を評価し、評価の説明文を作成する。
4. 指標の進捗を評定する。評定は、基準年から最新年（利用可能な情報がある直近の年）までの期間について収集した情報及びデータの評価に基づいて行う。
5. 均等に加重する各指標の評価を単純平均することによって評点を決定する。

評価の過程においては、1991年に発表されたOECD-DACの評価原則に示され広く認められている5つの基準－妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性－を考慮に入れている。

用語	定義
評価	G7のコミットメントの進捗にかかる事実関係のための分析作業のこと。事実には以下が含まれるが、これらに限らない。 (i) 数値／状況の事前と事後の事実変化についての記述 (ii) 数値／状況の目標と現在との比較 (iii) 因果関係
評定 (評点)	G7のコミットメントに対する評価（利点、価値または意義）を体系的に決定すること。評定結果は、評価を含意する文言（優、良、可、期待以下、不可）によって示される。

スコアカードのアプローチ及び5段階評価において、次の定義を適用して定量的及び定性的な評価・評定を行っている。

マーク	評点	定義
	優	コミットメントが完全もしくはほぼ完全に達成された、目標とした状況が完全もしくはほぼ完全に実現された、または改善の度合いが著しく良好であった。 数値での達成進捗としては81%~100%に相当する*。
	良	コミットメントがほぼ達成された、目標とした状況がほぼ実現された、または改善の度合いが良好であった。 数値での達成進捗としては61%~80%に相当する*。
	可	コミットメントが順調に達成された、目標とした状況が順調に実現された、または改善の度合いが順調であった。 数値での達成進捗としては41%~60%に相当する*。
	期待以下	コミットメントが順調に達成されなかったもしくは設定された期待を下回った、目標とした状況が順調に実現されなかったもしくは設定された期待を下回った、または改善の度合いが設定された期待を下回った。 数値での達成進捗としては21%~40%に相当する*。
	不可	コミットメントが達成されなかったもしくはわずかしか達成できなかった、目標とした状況が実現されなかったもしくはわずかしか実現できなかった、または改善の度合いが順調でない。 数値での達成進捗としては0%~20%に相当する*。
N/A	判断不能	判断ないし決定に必要な情報が入手不可。

\*定量的な評価・評定については数値的な尺度が使用されている。定性的な測定基準はロックアーン説明責任報告書の138ページに掲載されている方法に準ずる。

2015年のドイツ議長下において、モニタリングが必要な14の新たなコミットメントが示された。これらのコミットメントをモニタリングする基準年は2015年であるため、伊勢志摩進捗報告書ではこれらのエルマウ・コミットメントについて評点をしていない。

